

懲戒処分の公表について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、行橋市懲戒処分等の公表基準第5項の規定に基づき公表します。

令和6年10月23日

任命権者 行橋市消防長 五反田 幸 治

記

(懲戒処分)

所属部局名	消防本部	役 職 (補職名)	主事	年齢	2 5	性別	男
処 分 内 容	停職 1 年						
処分年月日	令和 6 年 1 0 月 2 3 日						
処 分 理 由 (事案要)	令和 3 年 1 月及び令和 6 年 2 月の 2 度にわたり、準中型免許を取得していないことを隠ぺいするため、自らの運転免許証のコピーを変造した。また、令和 4 年 4 月から令和 6 年 2 月にかけて、準中型免許を取得していないにもかかわらず、訓練において消防ポンプ自動車を運転し、複数回公道を走行したものである。 この行為は全体の奉仕者である地方公務員にふさわしくない非行であり、この非行が職の信用を傷つけるとともに、職全体の名誉を汚し信用を失墜させたものであるため、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根 拠 法 令	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号、2 号及び第 3 号						

所属部局名	消防本部	役 職 (補職名)	署長	年齢	5 7	性別	男
処 分 内 容	戒告						
処分年月日	令和6年10月23日						
処 分 理 由 (事案要)	署長の職にありながら、職務として行ふべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による公文書変造及び同行使並びに無免許運転事件を引き起こす要因となった。 これら管理監督者としての職務上の怠慢については、地方公務員法第29条第1項第2号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根 拠 法 令	地方公務員法第29条第1項第2号						

所属部局名	消防本部	役 職 (補職名)	係長	年齢	5 0	性別	男
処 分 内 容	戒告						
処分年月日	令和 6 年 1 0 月 2 3 日						
処 分 理 由 (事案要)	係長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による公文書変造及び同行使並びに無免許運転事件を引き起こす要因となった。 これら管理監督者としての職務上の怠慢については、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 2 号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根 拠 法 令	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 2 号						

所属部局名	消防本部	役 職 (補職名)	係長	年齢	5 2	性別	男
処 分 内 容	戒告						
処分年月日	令和 6 年 1 0 月 2 3 日						
処 分 理 由 (事案要)	係長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による公文書変造及び同行使並びに無免許運転事件を引き起こす要因となった。 これら管理監督者としての職務上の怠慢については、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 2 号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根 拠 法 令	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 2 号						

所属部局名	消防本部	役 職 (補職名)	主査	年齢	6 0	性別	男
処 分 内 容	戒告						
処分年月日	令和 6 年 1 0 月 2 3 日						
処 分 理 由 (事案要)	当時、消防長の職にありながら、職務として行うべき部下職員に対する適正な指導監督を怠ったことが、今回の部下職員による公文書変造及び同行使並びに無免許運転事件を引き起こす要因となった。 これら管理監督者としての職務上の怠慢については、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 2 号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根 拠 法 令	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 2 号						

以上